

鈴鹿市立〇〇小学校PTA細則 会計別表(例)

科 目		定 義
本部活動費	本部行事費	本部の業務遂行に係る経費をいう。
	安全部費	安全部の業務遂行に係る経費をいう。
	社会活動部費	社会活動部の業務遂行に係る経費をいう。
	広報部費	広報部の業務遂行に係る経費をいう。
	交通費	市P連、県P連、鈴鹿市、三重県(教育委員会を含む)等主催の公式行事、会議等に出席する場合や単Pの事業運営のために天中ブロック外へ出向く場合に次の額を支払う。 尚、ほかの地域については役員会の判断に委ねるものとする。 ①公共交通機関利用の場合は実費 ②天中ブロック内は支給無し ③自家用車使用の場合、20円/km *所定の用紙に記入し申請する。 *但し、他から支払がある場合や一般会員が参加できる場合は、原則として支払わない。
	通信費	メール配信システム料をいう。 *特別な判断が必要な場合は、役員会に諮り決定する。
	事務費	業務遂行に必要な事務消耗品に係る経費をいう。
	参加費	参加費を必要とする会議及び研修会等に出席する場合は、実費を支給する。 *但し、他から支払がある場合や一般会員が参加できる場合は、原則として支払わない。
	その他	本部・各部が業務を遂行する時に必要とする備品に係る経費をいう。 *備品を購入する場合は、事前に役員会に諮り決定する。
学校協力費	行事協力費	学校行事を支援する経費をいう。
	教育活動一般補助費	学校独自の教育環境を支援する経費をいう。
	その他	学校活動に必要とする備品購入等に係る経費をいう。 *学校からの提案を受け役員会で審議し決定する。
補助金	交流活動費	サークル活動を支援する経費をいう。
	地域活動補助費	1児童100円を児童数に応じて支給する。 用途については、主にラジオ体操参加の景品とし、その他地区行事参加費代(6年生を送る会等)、消耗品代(事務用品等)等、地区委員に任せる。 *年度末にPTA本部へ会計報告(所定の用紙を使用)を提出する。残金は会計へ返金する。
負担金	保険加入金	活動中の会員の傷害事故等に備え加入する保険。 三重県PTA連合会安全互助会 1人/年間170円×会員数
	鈴鹿市PTA連合会費	鈴鹿市PTA連合会の会則に準じ支払う会費をいう。1人/年間210円×会員数
積立金	記念行事積立金	記念行事のための積立金。
予備費	弔慰金	会員及び児童の死亡の場合 香典5,000円 生花1基 その他、支出が適当と認められる香典、生花、弔電については、会長の認許で行う。
	その他	他の項目でマイナスになったときに支出できる費用や、突発的な事項で生じた経費及び既存の項目に当てはまらない経費をいう。 *支払が生じた時は、役員会に諮り決定する。

- ◆検討事項の例
- ・各費用の用途及び必要有無
 - ・交通費の条件及び程度
 - ・弔慰金の条件及び程度

※当該資料は、新PTAの会計別表を例示するために、事務局が作成したものです。